

デイサービス アルクオーレ碧南

日常生活支援総合事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人百陽会が開設するデイサービス アルクオーレ碧南（以下「事業所」という。）が行う指定日常生活支援総合事業通所型サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定日常生活支援総合事業通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 デイサービス アルクオーレ碧南

（2）所在地 碧南市鴻島町4丁目50番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）従業者

生活相談員1名以上

看護職員1名以上

機能訓練指導員1名以上

介護職員3名以上

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12 月 31 日から 1 月 3 日を除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(3) サービス提供時間 午前 9 時 20 分から午後 4 時 30 分

(指定日常生活支援総合事業通所型サービスの利用定員)

第 6 条 指定日常生活支援総合事業通所型サービスの利用定員は次のとおりとする。

1 単位 24 名 (通常規模)

(指定日常生活支援総合事業通所型サービスの内容及び利用料)

第 7 条 指定日常生活支援総合事業通所型サービスの内容は次のとおりとし、指定日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定日常生活支援総合事業通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- ・ 食事の提供
- ・ 入浴
- ・ 日常生活動作の機能訓練
- ・ 健康チェック
- ・ 送迎
- ・ 運動器機能向上

2 食費はおやつ代込みで 850 円徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は碧南市を区域とする。

(高齢者虐待防止)

第 9 条 従業者は、利用者に高齢者虐待 (平成 17 年第 124 号「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」でいうところの身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待) 又はそのおそれがあると発見したときは速やかに碧南市担当課に通報しなければならない。

(身体拘束の禁止)

第 10 条 身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者の QOL (生活の質) を根本から損なう危険があります。当事業所では介護サービスを提供するにあたって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為をいたしません。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 利用者が指定日常生活支援総合事業通所型サービスを利用することができない身体状況に有る場合、本人又は家族はその旨を事業所に届けなければならない。

(2) 利用者は、入浴前等必ず看護職員の問診等を受け、入浴等が身体に悪影響を及ぼすおそれがあると判断された場合は、本人又は家族が入浴を希望しても事業所の指示に従わなければならない。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(4) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 生活相談員等は、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 高齢者虐待法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合は関係機関に通報するものとする。

(その他に関する事項)

第 15 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人百陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 6 月 1 日から改定する。